

一 般 会 計

—

6

6

—

議案第2号

平成29年度三重県一般会計予算

平成29年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ701,109,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		245,185,000 千円
	1 県 民 税	79,037,000
	2 事 業 税	58,347,000
	3 地 方 消 費 税	48,535,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,477,000
	5 県 た ば こ 税	2,047,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,780,000
	7 自 動 車 税	27,112,000
	8 鉱 区 税	3,000
	10 自 動 車 取 得 税	2,598,000
	11 軽 油 引 取 税	20,818,000
	12 狩 猟 税	19,000

	13 産 業 廃 棄 物 税	412,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		56,428,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	56,428,000
3 地 方 譲 与 税		31,675,000
	2 石 油 方 入 譲 与 税	141,000
	3 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	28,547,000
	4 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,987,000
4 地 方 特 例 交 付 金		818,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	818,000
5 地 方 交 付 税		138,291,000
	1 地 方 交 付 税	138,291,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		509,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	509,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,237,454
	1 分 担 金	102,246

	2 負 担 金	1,135,208
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,465,004
	1 使 用 料	6,391,492
	2 手 数 料	3,073,512
9 国 庫 支 出 金		74,058,455
	1 国 庫 負 担 金	42,371,989
	2 国 庫 補 助 金	30,501,152
	3 委 託 金	1,185,314
10 財 産 収 入		1,156,158
	1 財 産 運 用 収 入	573,047
	2 財 産 売 払 収 入	583,111
11 寄 附 金		11,490
	1 寄 附 金	11,490
12 繰 入 金		19,726,629
	1 特 別 会 計 繰 入 金	216,917

	2 基金繰入金	19,509,712
14 諸収入		14,521,730
	1 延滞金、加算金及び過料等	457,215
	2 県預金利子	15,795
	3 公営企業貸付金元利収入	590,000
	4 貸付金元利収入	4,280,023
	5 受託事業収入	2,352,688
	6 収益事業収入	4,757,941
	7 利子割精算金収入	5,200
	8 雑収入	2,062,868
15 県債		108,027,000
	1 県債	108,027,000
	歳入合計	701,109,920

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,509,334 千円
	1 議 会 費	1,509,334
2 総 務 費		39,063,022
	1 総 務 管 理 費	8,652,025
	2 企 画 費	1,184,355
	3 統 計 調 査 費	412,109
	4 徴 税 費	7,942,865
	5 生 活 文 化 費	4,118,734
	6 地 域 振 興 費	7,619,999
	7 選 挙 費	48,135
	8 防 災 費	1,877,677
	9 人 事 委 員 会 費	118,564
10 監 査 委 員 費	237,556	

	12 スポーツ推進費	6,851,003
3 民生費		104,915,130
	1 社会福祉費	83,735,447
	2 児童福祉費	18,538,109
	3 生活保護費	2,629,271
	4 災害救助費	12,303
4 衛生費		30,975,923
	1 公衆衛生費	12,327,149
	2 環境衛生費	92,784
	3 保健所費	60,861
	4 医薬費	6,020,860
	5 病院費	4,641,587
	6 環境保全費	7,832,682
5 労働費		2,400,762
	1 労政費	1,530,954

	2 職 業 訓 練 費	773,526
	3 労 働 委 員 会 費	96,282
6 農 林 水 産 業 費		28,194,677
	1 農 業 費	10,781,792
	2 畜 産 業 費	746,201
	3 農 地 費	6,672,934
	4 林 業 費	7,114,535
	5 水 産 業 費	2,879,215
7 商 工 費		9,905,711
	1 商 工 業 費	9,905,711
8 土 木 費		66,279,562
	1 土 木 管 理 費	17,581,279
	2 道 路 橋 り よ う 費	29,850,189
	3 河 川 海 岸 費	11,260,702
	4 港 湾 費	2,850,047

	5 都 市 計 画 費	3,767,138
	6 住 宅 費	970,207
9 警 察 費		38,607,292
	1 警 察 管 理 費	35,632,344
	2 警 察 活 動 費	2,974,948
10 教 育 費		168,384,295
	1 教 育 総 務 費	22,285,721
	2 小 学 校 費	56,690,525
	3 中 学 校 費	31,857,229
	4 高 等 学 校 費	34,656,050
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,076,602
	6 社 会 教 育 費	407,135
	7 保 健 体 育 費	528,591
	8 私 学 振 興 費	6,934,640
	9 私 立 幼 稚 園 費	1,947,802

11 災 害 復 旧 費		8,491,238
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,216,093
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,275,145
12 公 債 費		121,424,633
	1 公 債 費	121,424,633
13 諸 支 出 金		80,908,341
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	46,989,954
	2 利 子 割 交 付 金	383,778
	3 配 当 割 交 付 金	1,787,514
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	238,788
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	28,535,158
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,247,695
	7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,725,154
	8 利 子 割 精 算 金	300
14 予 備 費		50,000

	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		701,109,920

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費			305,726 千円
	4 高等学校費	校舎その他建築費	305,726
合	計		305,726

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	平成29年度～債務完了の年度	20,000 千円
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	平成30年度	8,952
広報紙印刷業務委託に係る契約	平成30年度	34,928
行政事務用機器賃借に係る契約	平成30年度～平成34年度	36,383
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成29年度～平成34年度	322,487
人材マネジメントシステム再構築・運用保守業務委託に係る契約	平成30年度～平成36年度	324,408
ストレスチェック実施業務委託に係る契約	平成30年度～平成31年度	6,359
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	平成30年度	9,579
予算編成支援システム再構築におけるS I支援に係る契約	平成30年度～平成31年度	10,287
予算編成支援システム再構築及び運用支援に係る契約	平成30年度～平成36年度	297,364
総合税システム機器更新に伴う機器賃貸借及び保守業務に係る契約	平成30年度～平成35年度	348,808
総合税システム機器更新に伴うソフトウェア調達に係る契約	平成30年度～平成35年度	7,017
総合税システム機器更新に伴うプリンタ賃貸借及び保守業務に係る契約	平成30年度～平成35年度	48,269

松阪庁舎受変電設備改修工事に係る契約	平成29年度～平成30年度	262,540
松阪庁舎非常用発電設備改修工事に係る契約	平成29年度～平成30年度	74,500
職員研修実施運營業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度	23,077
免許管理システム機器賃借及び保守業務委託に係る契約	平成30年度	803
三重県動物愛護推進センター自動体外式除細動器（AED）機器賃借に係る契約	平成30年度～平成33年度	339
知的障害者相談支援システム運用管理業務委託に係る契約	平成30年度～平成34年度	1,182
図書館の指定管理に係る協定	平成30年度～平成31年度	150,436
美術館の指定管理に係る協定	平成29年度～平成31年度	223,956
総合博物館の指定管理に係る協定	平成29年度～平成31年度	190,477
三重の「ちずぶらり」地図アプリ運用保守に係る契約	平成30年度～平成31年度	1,570
tupera tupera展（仮称）負担金契約に係る経費	平成30年度	3,348
総合博物館企画展展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成30年度	2,500
総合博物館企画展資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成30年度	2,500
総合文化センター自動火災報知設備改修工事に係る契約	平成30年度	135,540
排ガス中の水銀測定用採取設備及び水銀分析装置等の賃貸借に係る契約	平成30年度～平成34年度	66,964

電気自動車充電器設置に係る賃貸借契約	平成30年度～平成34年度	9,011
桑名市五反田地内に不法投棄された産業廃棄物に対する行政代執行（水処理施設増強工事）に係る契約	平成30年度～平成31年度	445,500
木曾岬干拓地（運動広場）環境影響評価業務委託に係る契約	平成30年度	245,700
IT投資の効率化事業費におけるCIO補佐業務委託に係る契約	平成30年度～平成32年度	57,593
庁内情報共有化推進事業費における職員ポータル・所属イントラシステム運用保守業務委託に係る契約	平成30年度	1,426
庁内情報共有化推進事業費におけるグループウェアシステム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	平成30年度～平成34年度	90,442
セキュリティ対策推進事業費におけるファイアウォール接続スイッチ等運用保守業務委託の延長に係る契約	平成30年度	2,733
情報ネットワーク維持管理費におけるインターネット接続用ネットワーク分離環境構築及び運用保守業務委託に係る契約	平成30年度～平成34年度	38,976
電子県庁総合システム運用管理費における電子県庁総合システム支援業務委託に係る契約	平成30年度～平成32年度	165,323
広域的拠点スポーツ施設整備費補助金	平成29年度～平成31年度	100,000
農業経営近代化資金利子補給契約	平成30年度～平成49年度	融資総額1,200,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	平成30年度～平成36年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	平成30年度～平成36年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	平成30年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
農業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	平成30年度～平成35年度	融資総額100,000千円を限度として貸付当初5年間に限り年利率0.5%以内で利子助成する。

公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	平成29年度～平成35年度	71,234 外に約定に基づく延滞金及び違約金相当額
県営かんがい排水事業（宮川1工区地区）に係る契約	平成30年度	200,000
漁業近代化資金利子補給契約	平成30年度～平成52年度	融資総額900,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成30年度～平成47年度	融資総額10,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	平成30年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	平成30年度～平成45年度	融資総額11,100,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	平成30年度～平成41年度	融資総額400,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%を限度として損失補償する。
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	平成30年度～平成46年度	融資総額500,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%を限度として損失補償する。
県・市町連携型融資制度補助金	平成30年度～平成45年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子または保証料を補助する。
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	平成30年度	1,944
離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	平成30年度	77,274
マザー工場型拠点立地補助金	平成30年度～平成37年度	450,000
マザー工場型拠点立地補助金	平成30年度～平成34年度	304,500

マザー工場型拠点立地補助金	平成30年度～平成35年度	450,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成32年度	130,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成35年度	450,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成33年度	160,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成33年度	190,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成31年度	60,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成33年度	180,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成31年度	50,000
成長産業立地補助金	平成30年度～平成31年度	92,000
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	平成29年度～債務完了の年度	用地取得費4,900,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	平成29年度～債務完了の年度	1,000,000
公共事業支援統合情報システムの延伸に係る契約	平成30年度	5,100
公共事業支援統合情報システムのデータセンター使用延伸に係る契約	平成30年度	1,000
公共工事進行管理システムの機器調達・保守管理に係る契約	平成30年度～平成36年度	22,231
公共工事進行管理システムのデータセンター使用に係る契約	平成30年度～平成36年度	31,109

高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	平成30年度	100,000
道路事業（国道365号ほか97路線）に係る契約	平成30年度～平成33年度	14,838,000
公共土木施設（道路）維持管理事業（道路情報提供装置等保守点検）に係る契約	平成30年度～平成31年度	6,600
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕等）に係る契約	平成30年度～平成34年度	135,000
河川事業（棕川ほか27河川）に係る契約	平成30年度	2,035,000
治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	平成30年度	250,000
砂防事業（小滝川ほか39河川・地区）に係る契約	平成30年度	1,908,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか18港湾・海岸）に係る契約	平成30年度	1,480,000
街路事業（松阪公園大口線ほか2路線）に係る契約	平成30年度	239,000
都市公園事業（北勢中央公園ほか4公園）に係る契約	平成30年度～平成34年度	1,229,325
情報管理対策機器賃貸借に係る契約	平成30年度～平成35年度	12,691
警察官採用募集広告に係る契約	平成30年度	735
採用試験問題作成等委託に係る契約	平成30年度	762
カラー写真自動印画現像機賃貸借に係る契約	平成30年度	57
科学捜査機器賃貸借に係る契約	平成30年度～平成36年度	43,150

交通管制センター上位装置機器賃借に係る契約	平成30年度～平成34年度	208,748
放置駐車違反管理機器賃借に係る契約	平成30年度～平成35年度	133,633
運転免許試験実施用車両賃借に係る契約	平成30年度	1,247
国外運転免許証自動プリンタ機器賃借に係る契約	平成30年度～平成35年度	3,634
運転免許試験実施用機器賃借に係る契約	平成30年度	41
四日市北警察署 附属棟2～4玄関庇建設工事	平成30年度	98,867
四日市北警察署 附属棟5建設工事	平成30年度	25,550
四日市北警察署 外構工事	平成30年度	180,350
四日市北警察署 附属棟2～5工事監理業務委託	平成30年度	2,012
四日市北警察署 附属棟2～5設計意図伝達業務委託	平成30年度	213
四日市北警察署 庁舎警備業務委託	平成30年度	3,483
学校情報ネットワーク用パソコン等のリースに係る契約	平成30年度～平成35年度	885,720
高等学校等就学支援金	平成30年度	598,617
学び直し支援金	平成30年度	168
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	平成30年度	3,357

教職員人事管理システム保守SEサポート業務委託に係る契約	平成30年度	1,863
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	平成30年度～平成34年度	304,466
三重県立熊野少年自然の家の指定管理に係る協定	平成29年度～平成34年度	214,353
三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理に係る協定	平成29年度～平成34年度	307,464
財務会計システム開発及び運用保守に係る契約	平成30年度～平成36年度	651,467
財務会計システムSI支援業務に係る契約	平成30年度～平成31年度	22,538
県議会本会議反訳業務に係る契約	平成30年度	403
県議会委員会反訳業務に係る契約	平成30年度	2,016
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	平成30年度	15,876
「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	平成30年度	756
図書管理システム保守業務委託に係る契約	平成30年度	216

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車管理事業運営費	千円 9,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
人事管理事務費	60,000	〃	〃	〃
総務事務費	15,000	〃	〃	〃
予算調整事務費	64,000	〃	〃	〃
県庁舎等維持修繕費	567,000	〃	〃	〃
財務会計管理費	140,000	〃	〃	〃
電算管理費	83,000	〃	〃	〃
隣保館整備費補助金	3,000	〃	〃	〃
人権センター管理運営費	3,000	〃	〃	〃

総合文化センター舞台関連 主設備計画修繕等事業費	30,000	〃	〃	〃
総合文化センター施設保全 事業費	135,000	〃	〃	〃
美術館管理運営費	18,000	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	3,000	〃	〃	〃
特定振興地域推進事業費	69,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	598,000	〃	〃	〃
庁内情報共有化推進事業費	71,000	〃	〃	〃
情報ネットワーク維持管理費	214,000	〃	〃	〃
電子県庁総合システム 運用管理費	60,000	〃	〃	〃
広域防災拠点施設整備事業費	108,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	40,000	〃	〃	〃
防災ヘリコプター運航管理費	35,000	〃	〃	〃
学校運営管理費	31,000	〃	〃	〃
県営ライフル射撃場事業費	237,000	〃	〃	〃
競技力向上対策事業費	7,000	〃	〃	〃

三重交通Gスポーツ の杜伊勢事業費	3,825,000	"	"	"
三重交通Gスポーツ の杜鈴鹿事業費	90,000	"	"	"
鉄道利便性・安全性 確保等対策事業費	139,000	"	"	"
地域公共交通バリア 解消促進事業費	28,000	"	"	"
三重県立子ども心身発達医療 センター整備事業費	418,000	"	"	"
障がい者の地域移行受け皿 整備事業費	45,000	"	"	"
介護サービス基盤整備補助金	1,148,000	"	"	"
放課後児童対策事業費補助金	24,000	"	"	"
次世代育成支援特別 保育推進事業補助金	4,000	"	"	"
家庭的養護推進事業費	4,000	"	"	"
救急医療体制推進・医療情報 提供充実事業費	181,000	"	"	"
環境修復事業費	2,930,000	"	"	"
大気テレメータ維持管理費	13,000	"	"	"
水道事業会計支出金	254,000	"	"	"
公共職業訓練費	3,000	"	"	"

農業研修教育支援事業費	36,000	〃	〃	〃
農業研究施設機器整備費	1,000	〃	〃	〃
家畜衛生危機管理 体制維持事業費	52,000	〃	〃	〃
土地改良費	269,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	398,000	〃	〃	〃
中山間振興費	128,000	〃	〃	〃
農村振興費	117,000	〃	〃	〃
国営等推進費	832,000	〃	〃	〃
林道費	150,000	〃	〃	〃
治山費	2,363,000	〃	〃	〃
自然公園ナショナルパーク化 促進事業費	60,000	〃	〃	〃
漁業取締船整備費	67,000	〃	〃	〃
水産基盤整備費	572,000	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	53,000	〃	〃	〃
工業研究施設機器整備費	6,000	〃	〃	〃

公共事業関係システム事業費	173,000	"	"	"
公共土木施設維持費	4,930,000	"	"	"
道路橋りょう総務費	199,000	"	"	"
道路橋りょう保全費	2,379,000	"	"	"
道路橋りょう新設改良費	18,242,000	"	"	"
河川改良費	3,987,000	"	"	"
砂防費	1,416,000	"	"	"
海岸保全費	646,000	"	"	"
港湾建設費	717,000	"	"	"
土地区画整理費	12,000	"	"	"
街路事業費	252,000	"	"	"
公園費	194,000	"	"	"
住宅建設費	65,000	"	"	"
県単警察施設整備費	2,012,000	"	"	"
交通安全施設整備費	857,000	"	"	"

専攻科設置準備事業費	19,000	"	"	"
総合教育センター管理運営費	2,000	"	"	"
実習船運営費	7,000	"	"	"
学校情報ネットワーク事業費	67,000	"	"	"
高等学校建設費	795,000	"	"	"
特別支援学校スクールバス整備事業費	40,000	"	"	"
特別支援学校学習環境等基盤整備事業費	78,000	"	"	"
特別支援学校建設費	1,167,000	"	"	"
熊野少年自然の家費	1,000	"	"	"
林野災害復旧費	33,000	"	"	"
漁港災害復旧費	93,000	"	"	"
海岸災害復旧費	28,000	"	"	"
平成27年災害土木復旧費	15,000	"	"	"
平成28年災害土木復旧費	2,563,000	"	"	"
平成29年災害土木復旧費	1,675,000	"	"	"

臨時財政対策債	42,853,000	"	"	"
退職手当債	5,700,000	"	"	"
計	108,027,000			



特 別 会 計



議案第3号

平成29年度三重県債管理特別会計予算

平成29年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,997,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 歳 入 金		千円 121,238,220
	1 一 般 会 計 歳 入 金	121,128,660
	2 基 金 歳 入 金	109,560
2 財 産 収 入		259,560

	1 財 産 運 用 収 入	109,560
	2 財 産 売 払 収 入	150,000
3 県 債		60,500,000
	1 県 債	60,500,000
歳 入 合 計		181,997,780

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 181,997,780
	1 公 債 費	181,997,780
歳 出 合 計		181,997,780

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成29年度発行分)	平成29年度～平成39年度	共同発行団体による共同発行の総額1,206,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 60,500,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	60,500,000			



議案第4号

平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,805,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 1,201,327
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,201,327
2 県 債		604,000
	1 県 債	604,000
歳 入 合 計		1,805,327

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,805,327
	1 総合医療センター資金貸付費	1,805,327
歳 出 合 計		1,805,327

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 604,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	604,000			

議案第5号

平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 263,076
	1 預 金 利 子	65
	2 貸 付 金 元 利 収 入	226,880
	3 雑 入	36,131
5 繰 入 金		11,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,000
歳 入 合 計		274,076

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 274,076
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	274,076
歳 出	合 計	274,076



議案第6号

平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算

平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 7,887
	1 負担金	7,887
2 使用料及び手数料		101,701
	1 使用料	101,701
4 繰入金		30,232
	1 一般会計繰入金	30,232
5 雑収入		2,620
	1 雑入	2,620

歳 入 合 計		142,440
歳 出		
款	項	金 額
1 あすなろ学園事業費		千円 142,440
	1 あすなろ学園事業費	142,440
歳 出 合 計		142,440

議案第7号

平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,773,882千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 102,463
	1 負 担 金	102,463
2 使 用 料 及 び 手 数 料		654,283
	1 使 用 料	649,781
	2 手 数 料	4,502

3 繰入金		982,221
	1 一般会計繰入金	982,221
4 諸収入		21,075
	1 雑収入	21,075
6 国庫支出金		13,840
	1 国庫補助金	13,840
歳入合計		1,773,882

歳出

款	項	金額
1 子ども心身発達医療センター費		千円 1,773,882
	1 子ども心身発達医療センター費	1,773,882
歳出合計		1,773,882

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム運用保守業務委託に係る契約	平成30年度～平成34年度	千円 77,031
三重県立子ども心身発達医療センター院内保育運營業務委託に係る契約	平成30年度～平成31年度	57,768
三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務等委託に係る契約	平成30年度～平成31年度	240,292
三重県立子ども心身発達医療センター施設設備管理等業務委託に係る契約	平成30年度～平成33年度	1,057,251
三重県立子ども心身発達医療センター電話交換設備保守業務委託に係る契約	平成30年度～平成34年度	2,790
三重県立子ども心身発達医療センター飲料水用等地下水浄化供給業務委託に係る契約	平成30年度～平成39年度	73,791
三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム運用保守業務委託に係る契約	平成30年度～平成34年度	1,664
三重県立子ども心身発達医療センター感染症医療廃棄物収集運搬処理業務に係る契約	平成30年度～平成31年度	294
三重県立子ども心身発達医療センター一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務に係る契約	平成30年度～平成31年度	3,467
三重県立子ども心身発達医療センター患者寝具・タオルリース等に係る契約	平成30年度～平成31年度	27,252
三重県立子ども心身発達医療センター入院児童用給茶機賃借に係る契約	平成30年度～平成32年度	2,135
三重県立子ども心身発達医療センター複写機賃借に係る契約	平成30年度～平成34年度	4,057



議案第 8 号

平成 29 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

平成 29 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,659 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 98
	1 一 般 会 計 繰 入 金	98
2 繰 越 金		56,256
	1 繰 越 金	56,256
3 諸 収 入		57,305
	1 預 金 利 子	52
	2 貸 付 金 元 利 収 入	54,061
	3 雑 入	3,192

【第8号 平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算】

2終

歳 入 合 計		113,659
歳 出		
款	項	金 額
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 113,659
	1 就農施設等資金貸付事業費	113,659
歳 出 合 計		113,659

議案第9号

平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ278,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,926
	1 使用料	1,926
3 繰入金		142,527
	1 一般会計繰入金	142,527
5 諸収入		16,544
	1 雑収入	16,544

【第9号 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算】

6 県	債		118,000	
		1 県	債	118,000
歳 入 合 計			278,997	

歳 出

款	項	金 額
1 地方卸売市場事業費		千円 278,997
	1 地方卸売市場事業費	278,997
歳 出 合 計		278,997

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 118,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	118,000			



議案第 10 号

平成 29 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

平成 29 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 958,520 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 15 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 816
	1 一 般 会 計 繰 入 金	816
2 繰 越 金		463,716
	1 繰 越 金	463,716
3 諸 収 入		330,723
	1 預 金 利 子	158

	2 貸付金元利収入	330,205
	3 雑入	360
4 県債		163,265
	1 県債	163,265
歳入合計		958,520

歳出

款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 958,520
	1 林業改善資金貸付事業費	958,520
歳出合計		958,520

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 163,265	普通貸借又は証券発行。	% 1.0以内	資金借入については、定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	163,265			

議案第 11 号

平成 29 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成 29 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 313,487 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 988
	1 一 般 会 計 繰 入 金	988
3 繰 越 金		286,673
	1 繰 越 金	286,673
4 諸 収 入		25,826
	1 預 金 利 子	152
	2 貸 付 金 元 利 収 入	25,264

【第 11 号 平成 29 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算】

2 終

	3 雑	入	410
歳 入 合 計			313,487
歳 出			
款	項		金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費			千円 313,487
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		313,487
歳 出 合 計			313,487

平成 29 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

平成 29 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 527,954 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 15 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 63,412
	1 一 般 会 計 繰 入 金	63,412
3 繰 越 金		39,628
	1 繰 越 金	39,628

4 諸	収	入		389,914						
	1 預	金	利	子	704					
	2 貸	付	金	元	利	収	入	350,276		
	3 雑					入	38,934			
5 県						債	35,000			
	1 県					債	35,000			
歳							入	合	計	527,954

歳 出

款	項	金	額			
1 中小企業者等支援資金貸付事業費			千円 527,954			
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費		527,954			
歳			出	合	計	527,954

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
小規模企業者等設備貸与事業損失補償契約		平成29年度	~平成40年度			千円 70,000
中小企業設備近代化資金貸付金債権管理回収業務委託契約		平成30年度				3,240

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新設備貸与事業資金貸付金	千円 35,000	普通貸借	% 0.5以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の定めるところによる。
計	35,000			



平成 29 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

平成 29 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 165,432 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 15 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 45,073
	1 使用料	45,073
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		28,139
	1 雑収入	28,139

【第 13 号 平成 29 年度三重県港湾整備事業特別会計予算】

9 繰入金		87,219
	1 一般会計繰入金	87,219
10 県債		5,000
	1 県債	5,000
歳入合計		165,432

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 165,432
	1 港湾整備事業費	165,432
歳出合計		165,432

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 5,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	5,000			



議案第 14 号

平成 29 年度三重県流域下水道事業特別会計予算

平成 29 年度三重県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,712,384 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 15 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 7,024,029
	1 負 担 金	7,024,029
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5,380
	1 使 用 料	5,380

3 国 庫 支 出 金		3,059,885
	2 国 庫 補 助 金	3,059,885
4 繰 入 金		2,077,053
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,077,053
5 繰 越 金		8
	1 繰 越 金	8
6 諸 収 入		120,229
	2 雑 入	229
	3 受 託 事 業 収 入	120,000
7 県 債		2,425,800
	1 県 債	1,611,800
	3 資 本 費 平 準 化 債	814,000
歳 入 合 計		14,712,384

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 14,712,384

	1 流域下水道事業費	14,712,384
歳出	合計	14,712,384

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業（北勢沿岸流域下水道ほか1流域下水道）に係る契約	平成30年度	千円 1,360,000
流域下水道施設の指定管理に係る協定	平成30年度	316,103

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 1,611,800	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
資本費平準化債	814,000	〃	〃	〃
計	2,425,800			



企 業 会 計



平成29年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 区 域	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町
(2) 年 間 総 給 水 量	71,262,828 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	195,777 m ³
(4) 主要な建設改良事業	業務設備及び改良事業 事業費 108,833千円
	北勢水道改良事業 事業費 1,580,426千円
	中勢水道改良事業 事業費 541,694千円
	南勢水道改良事業 事業費 945,020千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,484,568千円
第1項 営業収益		8,614,044千円
第2項 営業外収益		870,524千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,200,563千円
第1項 営業費用		8,508,790千円
第2項 営業外費用		689,773千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,194,612千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額238,879千円及び過年度分損益勘定留保資金4,955,733千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	1,030,928千円
第1項	補助金	47,232千円
第2項	出資金	983,696千円
		支 出
第1款	資本的支出	6,225,540千円
第1項	建設改良費	3,229,975千円
第2項	償還金	2,995,565千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気設備改良工事に係る契約	平成30年度	213,840千円
水管橋耐震補強工事に係る契約	平成30年度	12,411千円
運転管理等業務委託に係る契約	平成29年度から平成34年度	1,460,024千円
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成29年度から平成34年度	138,184千円
維持管理業務委託に係る契約	平成29年度から平成34年度	574,238千円
行政事務用機器賃借に係る契約	平成30年度から平成32年度	1,632千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 932,105千円
- (2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、103,533千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、13,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬



平成 29 年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	91 社		
(2) 年 間 総 給 水 量	202,973,715m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	556,092m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業 務 設 備 及 び 改 良 事 業	事 業 費	348,819 千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	4,432,916 千円
	松阪工業用水道改良事業	事 業 費	218,841 千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	19,569 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		6,056,114 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,568,719 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		487,395 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費用		5,847,453 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,520,820 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		324,633 千円
第 3 項 予 備 費		2,000 千円

【第16号 平成29年度三重県工業用水道事業会計予算】

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,897,737千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額316,323千円及び過年度分損益勘定留保資金3,581,414千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,407,759千円
第1項 企業債	3,000,000千円
第2項 補助金	157,200千円
第3項 出資金	221,439千円
第4項 負担金	29,120千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,305,496千円
第1項 建設改良費	5,200,090千円
第2項 償還金	2,105,406千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設替工事に係る契約	平成30年度	457,920千円
制水弁設置工事に係る契約	平成30年度	158,760千円
水管橋耐震補強工事に係る契約	平成30年度	70,535千円
加圧ポンプ所築造工事に係る契約	平成29年度から平成31年度	4,035,852千円
構造物撤去工事に係る契約	平成30年度	150,000千円
統括運転管理及び浄水場等管理業務委託に係る契約	平成29年度から平成34年度	1,091,650千円
維持管理業務委託等に係る契約	平成29年度から平成34年度	779,591千円
行政事務用機器賃借に係る契約	平成30年度から平成32年度	2,902千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北伊勢工業用水道改良事業	3,000,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 627,737千円
- (2) 交際費 20千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,160千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬



平成29年度三重県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 販 売 電 力 量 43,547,190 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		1,467,053千円
第1項 営業収益		1,422,098千円
第2項 営業外収益		44,955千円
	支	出
第1款 電気事業費用		2,602,349千円
第1項 営業費用		2,574,483千円
第2項 営業外費用		25,866千円
第3項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		500,339千円
第1項 固定資産売却代金		339千円
第2項 長期貸付金償還金		500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務に係る契約	平成29年度から平成30年度	954,912千円
(一時借入金)		

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職 員 給 与 費
- (2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 201,744千円 |
| (2) 交 際 費 | 41千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,140千円である。

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医 事 業 務 委 託 に 係 る 契 約	平成30年度から平成32年度まで	209,647千円
薬剤管理指導支援システム保守業務委託に係る契約	平成30年度から平成34年度まで	3,767千円
医療機器保守業務委託に係る契約	平成30年度から平成33年度まで	8,940千円
吸収式冷温水発生機ほか改修工事に係る契約	平成30年度	103,516千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院施設及び設備整備事業	490,800千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により掘 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,854,871千円
(2) 交際費 91千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、167,817千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、137,365千円と定める。

(重要な資産の取得および処分)

第12条 重要な資産の取得および処分は、次のとおりとする。

取得又は処分の別	種類	名称	数量
取得	医療機器	志摩病院医療関連機器	1点

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医 事 業 務 委 託 に 係 る 契 約	平成30年度から平成32年度まで	209,647千円
薬剤管理指導支援システム保守業務委託に係る契約	平成30年度から平成34年度まで	3,767千円
医療機器保守業務委託に係る契約	平成30年度から平成33年度まで	8,940千円
吸収式冷温水発生機ほか改修工事に係る契約	平成30年度	103,516千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院施設及び設備整備事業	490,800千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,854,871千円
(2) 交際費 91千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、167,817千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、137,365千円と定める。

(重要な資産の取得および処分)

第12条 重要な資産の取得および処分は、次のとおりとする。

取得又は処分の別	種類	名称	数量
取得	医療機器	志摩病院医療関連機器	1点

平成29年2月15日提出

三重県知事 鈴木英敬